

2 入会金及び会費に関する規程

(目 的)

第1条

この規程は、定款第7条に基づき、この法人の会員の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び年会費)

第2条

会員は、会員種別に応じ、入会するときに下記各号の入会金を納入しなければならない。

一、 正会員 10,000 円

二、 賛助会員 10,000 円

2 会員は、会員種別に応じ、毎年下記各号の会費を納入しなければならない。

一、 正会員 年額 10,000 円

二、 賛助会員 年額 10,000 円

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費の使途)

第3条

前条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の40パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(改 正)

第4条

この規程の改正は、社員総会の決議を経て行う。

付則

本規程は、定款の効力発生日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日）から施行する。

(平成23年6月19日通常総会議決)

(平成28年6月通常総会議決)